

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会公印規程

平成19年3月23日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(種類等)

第2条 公印の種類、ひな型、書体、寸法、用途及び保管者は、別表のとおりとする。

(保管)

第3条 前条に規定する公印の保管者（以下「保管者」という。）は、その保管する公印を、常に堅固な容器に納め厳重に管理しなければならない。

(公印台帳)

第4条 書記長は、公印台帳を管理し、公印の作成若しくは改刻又は廃止若しくは廃棄の都度必要な事項を当該公印台帳に登載しなければならない。

(作成及び改廢)

第5条 公印の作成、改刻、廃止又は廃棄は、議長の決裁を得なければならない。

(公示)

第6条 公印を作成し、若しくは改刻したとき、又は公印の使用を廃止したときは、印影を付けてその旨を公示しなければならない。

(使用)

第7条 公印を使用しようとする者は、原議その他の証拠書類を添えて、保管者に提示し、承認を得なければならない。

(準用)

第8条 この訓令に定めるもののほか、公印について必要な事項は、神奈川県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合規則第9号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

公印名	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな型	印材	個数	用途	保管者
広域連 合議会 印	てん書	方21	神奈川県後期 高齢者医療広 域連合議会印	つげ	1	一般 公文 書用	議会 書記長
広域連 合議会 議長印	てん書	方21	神奈川県後期 高齢者医療広 域連合議会議 長印	つげ	1	一般 公文 書用	議会 書記長